

第7期

羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月
羽幌町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1～5
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 他計画との関係	
5 計画策定の体制	
6 第6期計画の総括と今後の課題	
第2章 介護保険制度改正の主な内容	6～7
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	
2 介護保険制度の持続可能性の確保	
第3章 高齢者の将来推計	8～9
1 人口の将来推計	
2 要介護認定者数の見込	
第4章 高齢者福祉施策の現状と今後について	
1 介護保険サービスの充実強化	10～20
2 地域支援事業の推進	28～32
3 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護	33～36
4 住まいの環境整備、医療との連携	37
第5章 高齢者施策の理念と目標	
1 基本理念と目標	38
2 目標を達成するための基本方針	39
3 基本方針を達成するための展開	40～47
4 日常生活圏域の設定	47
第6章 介護保険事業の推進	
1 介護保険サービスと見込み	48～56
2 介護保険料の算定	57～59
第7章 計画推進のために	
1 適切な事業運営	60
2 計画の推進方策	60～61
3 計画の進行管理	61
《資料1》ニーズ調査等の概要	62～69
《資料2》計画策定の経過等	70

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「計画」という)は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険事業の総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、現第6期計画を見直し、第7期計画を新たに策定するものです。

3 計画期間

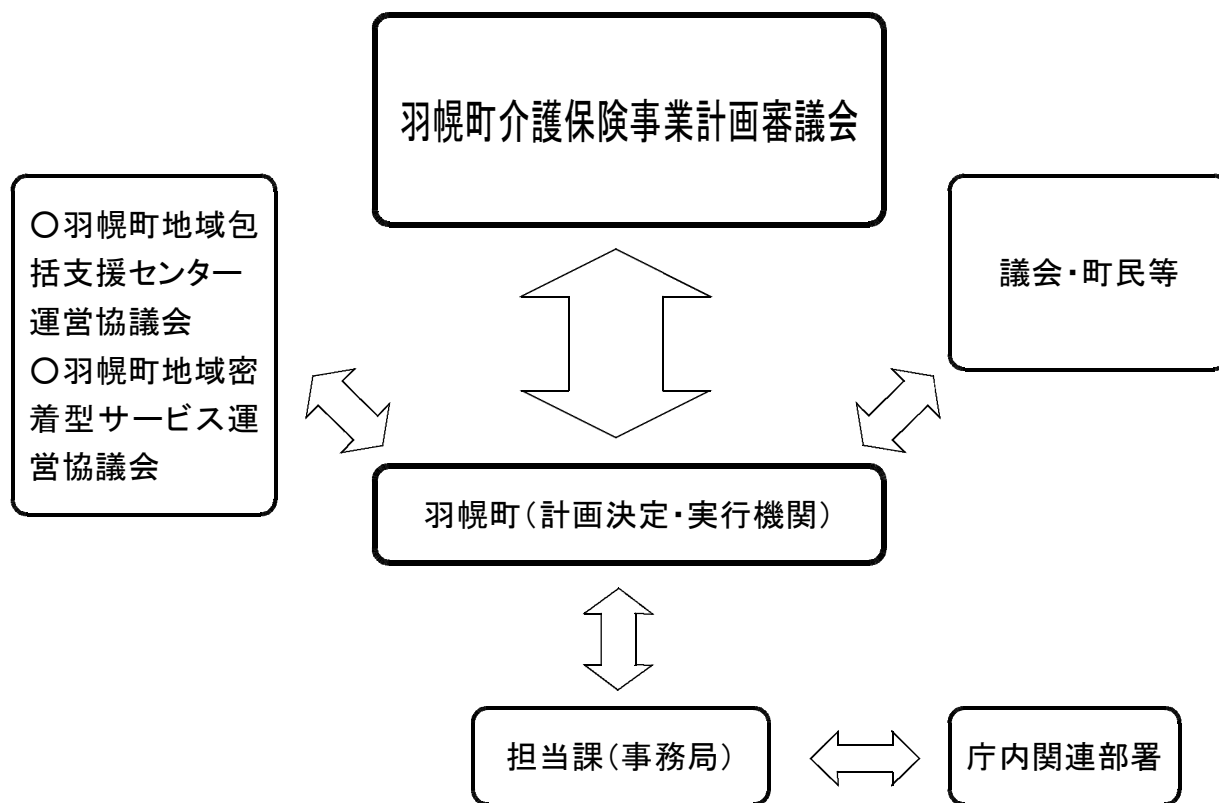
第7期計画は平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とし、羽幌町では、75歳以上の後期高齢者人口のピークを迎える平成37年を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「第7期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定します。

4 他計画との関係

本計画は、第6次羽幌町総合振興計画の基本目標である「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目標とし、その他関連計画と整合を図りながら高齢者の福祉及び介護保険事業に関する本町の取組をまとめたものです。

5 計画策定の体制

羽幌町は、羽幌町介護保険事業計画審議会の意見を踏まえ、計画を決定する。
計画策定及び事業実施にあたっては、議会、町民等の意見を聴くものとする。



6 第6期計画の総括と今後の課題

(1)人口推計

平成29年4月1日時点の羽幌町の高齢者人口は2,951人、町外施設等に入所中の方等を含めた第1号被保険者数としては2,978人となっており、概ね推計どおりに推移しています。

高齢化率に関して、平成27年当初38.99%だった高齢化率が、平成29年度当初では40.70%となっています。

第6期推計値

(単位：人)

高齢者人口	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
第1号被保険者	2,880	2,890	2,902	2,998	3,002	3,002	2,831

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(国立社会保障・人口問題研究所の推計値を元に算出)

(2)要介護認定者数

第6期では、高齢者人口の伸び率から、要介護認定者数も大きく伸びると推計していましたが、平成29年度の実績見込は649人となっており、計画を下回る結果となっています。

しかし、内容としては平成27年度では635件だった要介護認定の審査件数が、平成29年度では730件(見込)と増加傾向にあり、平成30年1月末時点での認定者数(累計)は約750名で、認定率に関しても全道で11番目(平成29年10月末時点)と高い水準となっています。

第6期推計値

(単位：人)

要介護認定者数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H37
総数	576	605	623	709	782	875	1,039

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

(3) 給付費

人口推計と認定者数の推移、これまでのサービスの利用状況等を勘案して給付費の計画を作成しました。計画額に対する執行率(実績)に関しては、約87%となっています。

訪問介護や通所介護に関しては計画額に対して100%前後の執行率で推移しましたが、その他のサービス、特に施設サービスに関し、療養型病床群利用者の退所が続いたことや、介護給付費の改定に関し施設サービス単価の減額幅が大きく、全国(全道)平均よりも施設サービスへの依存割合が高い羽幌町では、給付費への影響が大きかったことが9割を割り込んだ原因と考えられます。

第6期推計値【実績・H29見込 / 計画】

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費	656,178 / 734,824	674,544 / 810,172	703,780 / 830,107
特定入所者介護サービス費等給付額	62,957 / 56,257	57,607 / 51,143	53,826 / 50,472
高額介護サービス費等給付額	12,435 / 13,800	12,838 / 13,800	14,607 / 13,800
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,593 / 2,300	1,830 / 2,300	1,584 / 2,300
算定対象審査支払手数料	718 / 810	638 / 810	619 / 810
合計	734,884 / 807,991	747,460 / 878,225	774,418 / 897,489

資料：厚生労働省・第6期介護保険事業計画ワークシート

※参考資料(厚生労働省「見える化システム」より平成29年状況)

第1号被保険者数に対するの各サービス利用率

	全国	北海道	羽幌町
在宅サービス	9.9%	9.8%	8.6%
居住系サービス	1.2%	1.7%	1.5%
施設サービス	2.8%	2.7%	3.8%

第1号被保険者1人あたりの給付月額

	全国	北海道	羽幌町
在宅サービス	11,534円	9,511円	7,309円
施設サービス	10,004円	10,700円	12,240円

(4) 基盤整備

第6期で計画していた認知症対応型共同生活介護に関しては、計画とおり2ユニット18室の整備が完了しました。

また、介護予防・日常生活支援総合事業についても、平成29年度末までに移行を完了する見込です。

課題としていた、夜間や巡回型、複合型サービス等については、人材不足等の問題もあり、解決の目処は立っていない状況です。

(5) 今後の課題

第6期では準備(構築)期間だった地域包括ケアシステムについて、第7期では深化・推進期間と位置付け、自立支援・重度化防止に向けた各介護予防事業や、今後も増加が見込まれる認知症対象者に対する各種政策・事業の実施など、平成30年度からは各種の地域支援事業を順次実施していくこととなります。

また、日常生活を支援する体制の整備を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和の検討や、協議体と協力して様々な受け皿の確保などに取り組んでいくこととなります。

第7期の計画策定にあたっては、これら事業の実施により、要介護者の発生率や給付費の増加率を政策的にどれだけ抑制できるのかなど、地域の状況に即した推計(計画策定)を行う必要があります。

第2章 介護保険制度改正の主な内容

介護保険制度は「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2つの視点から改正が行われ、平成30年度以降順次施行されます。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防などの充実を次のとおり図ることとされています。

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みを制度化

○データに基づく課題分析と対応(取り組み内容・目標の計画への記載)

○都道府県による市町村に対する支援事業の創設

○財政的インセンティブの付与

○地域包括支援センターの機能強化

○認知症政策の推進

(2) 医療・介護の連携の推進等

○介護医療院の創設

○医療・介護連携に向けた整備等

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

○市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

○高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ

2 介護保険制度の持続可能性の確保

将来的にも介護給付費の増大が見込まれることから、制度の持続可能性を高めるため、保険料・公費・利用者負担など、給付と負担のバランスが見直されます。

(1) 現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2割負担者のうちで特に所得の高い層の負担割合を3割とする

(2) 介護納付金における総報酬割の導入

65歳未満の保険料は、各医療保険者へ賦課されており、医療保険者より介護納付金として一括して介護保険者へ納入されています。この介護納付金を、「加入者数に応じた額」から「報酬額に比例した額」へと見直しとなる

第3章 高齢者の将来推計

1 人口の将来推計

羽幌町の高齢者人口に関して、全体としては既にピークを迎えつつありますが、後期高齢者のピークは「団塊の世代」が75歳に達する平成37年から平成42年頃までと見込んでいます。

(単位：人)

高齢者人口	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
第1号被保険者	2,998	3,002	3,002	3,006	3,006	3,010	2,831
65～69歳	696	676	656	635	615	595	423
70～74歳	615	623	631	639	647	655	560
75～79歳	588	584	578	574	568	564	606
80～84歳	509	508	506	506	504	503	489
85～89歳	369	374	378	384	388	393	397
90歳以上	221	237	253	268	284	300	356
前期高齢者期計(再掲)	1,311	1,299	1,287	1,274	1,262	1,250	983
後高齢者期計(再掲)	1,687	1,703	1,715	1,732	1,744	1,760	1,848

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート
 (国立社会保障・人口問題研究所の推計値を元に算出)
 ※ワークシートについては、端数処理のため合計が合わない
 ことがあります。以降同様です

保険料徴収が始まる40歳以上の現役世代人口について、平成37年に向かって現役世代の減少率が大きく、その人口差が大きく開くものと見込んでいます。

(単位：人)

第2号被保険者	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
40～64歳人口	2,367	2,301	2,235	2,168	2,102	2,036	1,812

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート
 (国立社会保障・人口問題研究所の推計値を元に算出)

2 要介護認定者数の見込

現在、国では「団塊の世代」の高齢化に注視し政策を設計していますが、羽幌町では、その隆盛のあゆみとともに昭和初期より出生増加が起こっており、その頃の出生者が75歳に到達された平成12年頃(介護保険制度発足当初)より75歳以上の後期高齢者人口が、一気に増加傾向に転じていました。これはピークとなる平成37年まで続く見込で、この傾向から、高齢化率の上昇率よりも要介護認定者数の上昇率の伸びが上回るものと見込まれます。

※後期高齢者人口(国勢調査より)

平成 2年	842人
平成 7年	909人(67人増)
平成12年	1,077人(168人増)
平成17年	1,334人(257人増)
平成22年	1,545人(211人増)
平成27年	1,604人(59人増)

※平成17年の75歳以上後期高齢世代が10年後の27年には85歳以上の超高齢世代へと突入します。

(単位：人)

要介護認定者数		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要介護度別	要支援1	163	166	161	158	154	164	176
	要支援2	87	84	76	69	88	93	100
	要介護1	137	128	127	126	121	124	122
	要介護2	91	103	108	114	124	131	173
	要介護3	57	60	68	71	79	78	100
	要介護4	52	59	66	72	72	73	99
	要介護5	54	46	43	43	43	37	45
総	数	641	646	649	653	681	700	815

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

参考：政策反映前の未調整推計値

(単位：人)

要介護認定者数		—	—	—	H30	H31	H32	H37
総	数	—	—	—	658	689	739	820

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

第4章 高齢者福祉施策の現状と今後について

1 介護保険サービスの充実強化

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

要介護者の自立と介護者の介護の負担を軽減するために、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、食事や排せつ、入浴の介助などの身体介護や掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物などの生活援助を行うサービスです。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	56,191	69,790	70,126
事業量（回）	1,622	2,092	2,042
人数（人）	72	76	77

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、慢性的な人手不足の状況が続いています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、人材育成や制度改正に即した対応を進めます。

② 訪問入浴介護

自宅での入浴が困難な要介護者や通所サービスでの入浴が困難な場合、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（回）	0	0	0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は極少数で、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

③訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師が居宅を訪問し、主治医との密接な連携と訪問看護計画に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身機能の維持・回復を目指すサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	11,786	11,893	12,140
事業量（回）	159	174	182
人数（人）	28	29	26

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

超高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。

現状は事業所の数が少なく、将来的に在宅での看取りが一般的になれば、ますます人材も不足することが予想されます。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

④居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な要介護者の家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	875	1,616	2,670
人数（人）	9	13	25

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

超高齢世代の増加により、これまで以上に必要度が高くなると思われます。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑤通所介護

利用者を自宅から日帰りでデイサービスセンターなどへ送迎し、食事や入浴のサービスの他、日常生活動作の機能訓練等を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	75,075	75,783	80,402
事業量（回）	958	951	993
人数（人）	125	120	116

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業として良く機能しています、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑥通所リハビリテーション

主治医の判断に基づき、利用者を自宅から介護老人保健施設や医療機関などへ送迎し、理学療法士や作業療法士による心身の機能の維持・回復や日常生活の自立支援を促す機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	163	0
事業量（回）	0.0	2.3	0.0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

潜在的ニーズは高いと見込まれますが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での提供は困難な状況です。通所介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑦短期入所生活介護

要介護者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	24,643	19,038	19,110
事業量（日）	278	227	216
人数（人）	25	22	18

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑧短期入所療養介護

要介護者が介護老人保健施設などに宿泊し、看護・医療の管理のもとで食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（日）	0.0	0.0	0.0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内での提供は困難な状況です。短期入所生活介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

⑨福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要介護者に対して、特殊寝台や車いすなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	11,268	11,913	12,571
人数（人）	69	83	95

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとしてよく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑩福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与になじまない腰掛便座や入浴用の椅子などの購入費に対して補助するサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	705	698	421
人数（人）	2	1	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

在宅での生活を継続するための環境整備を行う、もっともニーズが高いサービスの一つとしてよく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑪住宅改修

要介護認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	812	932	751
人数（人）	1	1	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

事業としてはよく機能していますが、今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑫特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウス等に入所している要介護者に対し、食事や入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	22,949	24,154	26,841
人数（人）	11	12	13

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

近年、都市部の有料老人ホームやサ高住へ住まいを移される方が増えてきている傾向が見られることから、今後も利用が増える見込みですが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での供給力強化は困難な状況です。

⑬ 居宅介護支援

要介護認定を受けた利用者が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護にあたる家族を含めた要介護者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
給付費(千円)	23,873	24,766	23,500
人数(人)	160	163	154

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

制度改正等の複雑さから、サービスが事業者によって異なるといった問題があります。

今後は、教育や指導などサポート体制等の整備を図り、ケアマネジメント能力およびスキル向上に努めます。同時に制度改正に即した対応も進めます。

(2) 介護予防サービス

① 介護予防訪問介護

要支援者の自立と介護者の介護負担を軽減するため、訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、利用者が自力ではできない困難な行為について、同居家族の支援などが受けられない場合に、食事や排せつ、入浴の介助の他、洗濯、食事の準備や調理、買い物などの生活援助、生活等に関する相談と助言などを行うサービスです。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	12,381	10,966	7,462
事業量（人）	53	45	31

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

平成29年度より総合事業へ段階的に移行を行っています。平成30年からは総合事業へ完全に移行となることから、介護予防サービスとしては制度廃止となります。

② 介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（回）	0.0	0.0	0.0
人数（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、地域に提供事業者がありません。

類似のサービスが社会福祉協議会より「特殊入浴サービス」として用意されていますが、利用実績は極少数で、新たな事業者参入は難しい状況です。また通所介護によりニーズは充足していると捉えています。

③介護予防訪問看護

要支援者に対して、主治医の判断に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が家庭を訪問し、病状を観察したり床ずれの手当てをしたり、療養上のお世話と診察の補助を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	1,470	1,753	3,097
事業量（回）	20	25	49
人数（人）	6	7	10

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状、よく機能していますが、事業所の数が少なく、今後、国の在宅医療推進に伴い、予防給付の訪問看護に関しても、更なる人材不足となる恐れもあります。今後のサービス供給力確保に向けて検討が必要です。

④介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要支援者に対して、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や介護者に対して指導を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	10	116	73
事業量（人）	0	2	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

利用は少数ですが、事業としてよく機能しています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑤介護予防通所介護

要支援者に対して、利用者を自宅から日帰りでデイサービスセンターなどへ送迎し、食事や入浴のサービスの他、日常生活動作の機能訓練等を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	20,486	20,851	15,279
事業量（人）	69	73	56

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

平成29年度より総合事業へ段階的に移行を行っています。平成30年からは総合事業へ完全に移行となることから、介護予防サービスとしては制度廃止となります。

⑥介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	127	0
事業量（人）	0	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に事業所が無いことから、利用は極少数ですが、事業としてよく機能しています。今後は利用状況や利用者の意向を見極めながら、制度改正に即した対応を進めます。

⑦介護予防短期入所生活介護

要支援者が介護老人福祉施設などに宿泊し、食事や入浴、排せつなどの介護の他、心身機能の維持・回復を図るための機能訓練を受けるサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	903	765	1,420
事業量（回）	13	11	21
人数（人）	3	2	3

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

よく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑧介護予防福祉用具貸与

在宅での自立生活を支援するため、機能の低下した要支援者に対して、手すりやスロープなどの日常生活用具の貸与を行うことにより、日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するものです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	1,183	1,703	2,237
事業量（人）	23	34	46

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑨介護予防福祉用具販売

基本的に福祉用具はレンタルにより利用することになりますが、例外として、直接、肌につれて使用する腰掛便座や入浴補助用具などの「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。

特定介護予防福祉用具販売はその購入費を補助するサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	364	767	533
人数（人）	1	2	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は、よく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑩介護予防住宅改修

要支援認定を受けた利用者が居宅で生活するために、手すりや段差の解消、その他厚生労働大臣が定める介護に必要な住宅改修の際にかかった費用を補助するサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	746	1,175	1,763
人数（人）	1	1	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は、よく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

⑪介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している要支援者に対して、介護予防特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うことで、利用者が能力に応じた自立した生活ができるように、利用者の心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持向上を目指すサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	638	1,625	1,281
事業量（人）	1	2	2

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

近年、都市部の有料老人ホームやサ高住へ住まいを移される方が増えてきている傾向が見られることから、今後も利用が増えると見込んでいますが、施設や人材確保が大きな課題となっており、町内での供給力強化は困難な状況です。

⑫介護予防支援

要支援認定を受けた方が、介護サービスを円滑に、効果的に利用することができるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護にあたる家族を含めた要支援者本人の心身の状況や置かれた環境、介護に対する意向をくみ取り、利用するサービスの種類や内容を示す介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためにサービス事業者との連絡・調整を行うサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	5,641	5,686	5,687
事業量（人）	107	107	107

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行に伴い、生活支援コーディネーターとの関係等の整備やケアマネジメント計画との整合性が求められています。今後も制度改正に即した対応を進めます。

(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、又は連携を密にしながら、定期巡回と随時の対応を行います。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	1,544	9,018
事業量（人）	0	1	4

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内には事業所が無いことから、利用は極少数ですが、在宅生活を維持する上で重要なサービスです。しかし、人材確保の面からも町内でのサービス提供は非常に困難な状況です。

② 認知症対応型通所介護

認知症の方に対するデイサービス（日帰りサービス）です。

■ 利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	581	1,216	429
事業量（回）	6	12	4
人数（人）	0	1	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に事業所が無いことから、利用は少数ですが、認知症の対象者の増加に伴い今後も必要なサービスです。しかし、施設整備や人材確保の問題から町内での整備は困難な状況です。通常の通所介護等の従来サービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

③認知症対応型共同生活介護

認知症である要介護認定者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受け、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	59,056	61,801	79,221
事業量（人）	22	22	28

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

平成28年度末に2ユニット（18室）が新たに開設されました、これにより大きく当面のニーズは解消が図られたと考えられます。

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	0	0
事業量（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

管内をみても殆ど対応施設はありませんが、ニーズも低いと見込んでおり、整備の予定はありません。

⑤看護小規模多機能型居宅介護

通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができる複合型のサービスです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	0	556	0
事業量（人）	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

管内でも該当施設がないため利用は極少数です。一体的に各種サービスが提供でき、非常に柔軟な対応が可能なことから、在宅生活を維持する上で重要なサービスです。しかし、施設整備や人材確保の面からも町内でのサービス提供は非常に困難な状況です。

⑥地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターです。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	—	1,591	1,829
事業量（回）	—	19	20
人数（人）	—	3	3

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内に施設がないため利用は少数です。通常に通所介護等の従来サービスを組み合わせ、利用者の心身の機能維持に努めます。

(4)施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理、療養上のお世話をする施設です。

平成27年度からは、要介護3以上の中重度の要介護者を受け入れる施設として、位置付けが見直されています。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	295,748	289,863	294,881
事業量（人）	109	109	110

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

町内では24時間巡回型などの包括的なサービス提供が可能な事業者が無いことから、認知症の問題行動等により、従来の在宅サービスでは生活支援が十分に行えなえず、対象者の心身の安全が確保できないと判断されるケースがあり、要介護1又は2の軽度者に関しても施設入所となっている。離島地区を含めて、十分な在宅サービスの供給ができない場面が今後もあると考えられ、同様な状況が今後も続くと思込まれます。

②介護老人保健施設

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者に、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をして、家庭への復帰を目指すことを目的とした施設です。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	21,272	21,811	31,984
事業量（人）	7	7	10

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

現状は、うまく機能しています。今後は制度改正に即した対応を進めます。

③介護療養型医療施設

病状が安定している長期療養患者で、医学的な管理が必要な要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下における機能訓練などの必要な医療、日常生活上のお世話をする施設です。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
給付費（千円）	4,844	6,580	4,647
事業量（人）	1	2	1

※給付費は年間累計の金額、事業量及び人数は1月あたりの数値。

【課題と今後の方針】

介護療養型医療施設については、今後は生活施設等の新たな機能追加など、内容が見直された「介護医療院」へ転換していくこととなります。従来の子医療型医療施設に関しては平成29年度末で廃止の予定でしたが、経過措置として廃止時期が再度6年間延長されました。

(5)保健福祉事業

①機能維持・向上事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、外出や運動の機会拡大を目的に、平成28年度より循環バスや総合体育館など、既存のサービスや施設を有効活用した「ほっと号無料券」や「冬季自主運動事業」を実施しています。

■利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
ほっと号（人）	-	4,186	4,400
冬季自主運動事業（人）	-	99	110

※ほっと号に関しては「無料券を利用した延べ乗車人員」ため、ほっと号全体の利用者数とは異なります。

【課題と今後の方針】

平成28年度に行ったアンケート（基本チェックリスト）では、生活機能判定のほぼ全項目にわたって10ポイント程の改善が見られました。運動（歩くこと）が体全体の機能改善にとっても有効なことが確認できましたが、まだ十分な利用がされているとはいえません。今後も、運動の重要性などの周知に努めます。

2 地域支援事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業《旧 介護予防事業》

① 一般介護予防事業《旧 二次予防事業》

○ 介護予防把握事業《旧 二次予防高齢者把握事業》

高齢者の生活機能に関する実態把握を行い、要支援・要介護状態になるおそれのある方(二次予防高齢者)を選定します。

平成29年度の「介護予防把握事業」への移行後は、地域の実情に応じた情報等の収集を行い、閉じこもり等の何らかの支援を要する対象者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげます。

【介護予防把握事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
二次予防高齢者数	6	6	—
介護予防把握者数	—	—	3

【課題と今後の方針】

地域包括支援センターの総合相談、要介護認定、要支援認定結果からの把握、保健事業や民生委員等から情報が得られるよう各方面と連携を図っていきます。

○ 介護予防・生活支援サービス事業《旧 二次予防介護予防事業》

ストレッチ、有酸素運動や高齢者向けの器具などを用いた運動などを実施し、筋力や運動機能の低下予防・向上を図ります。

また、閉じこもりを予防し、日頃の生活習慣や生活環境の改善を図れるよう指導します。

また、平成29年度より要支援者の通所介護と訪問介護が予防給付から総合事業へ移行したことから、これまでの通所型に加えて、訪問型についても介護予防・生活支援サービス事業として、従来に相当するサービスの提供を行っています。

【介護予防・生活支援サービス《旧 通所型介護予防事業》の実施状況】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
介護予防事業	139	148	159	248	—	—
通所型サービス	—	—	—	—	156	583
訪問型サービス	—	—	—	—	182	388

【課題と今後の方針】

平成29年4月1日より順次移行してきました。

現在は、従来の介護事業所によるサービスと同等のサービス提供を行っていますが、サービスの充実を図るため、多様な提供体制による受け皿の確保を図ります。

○介護予防普及啓発事業

運動機能向上や栄養改善などの健康教育、健康相談等の取組を通じて、介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域の自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

【介護予防普及啓発事業】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
	実施回数	延べ人数	実施回数	実施回数	実施回数	延べ人数
出前講座	86	1,157	92	1,525	100	1,600
介護予防講座	1	24	1	22	1	41

【課題と今後の方針】

介護予防を目的とし、自主グループ活動や老人クラブ等への出前講座を実施しています、回数や利用者も増加してきており、今後も周知を図り拡大していきます。

介護予防講座については健康運動指導士による「運動機能向上」のための講話と実技指導等を今後も実施します。

○地域介護予防活動支援事業

地域での介護予防に関するボランティア等の人材を育成します。

また、身近な地域を基盤とした介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行います。

【地域予防活動支援事業の実施状況】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度（見込）	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
認知症サポーター	2	31	2	9	0	0
介護予防サポーター	0	0	0	0	0	0
認知症総合支援事業	—	—	—	—	0	0

【課題と今後の方針】

認知症に対する理解を広めるため「認知症サポーター養成講座」を実施しています。平成29年度からは認知症総合支援事業へ移行し、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置を行うなど、認知症の方や家族に対し、見守りや支援ができる地域づくりを目指し、事業の普及を図ります。

(2) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント事業

「二次予防高齢者把握事業」により選定した方に対し、アセスメント、ケアプランの作成、事業の実施、評価までの介護予防に関するケアマネジメントを行います。

平成29年度からは、総合事業の第1号介護予防支援事業として実施しています。

【介護予防ケアマネジメント事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実人数	17	6	53

【課題と今後の方針】

平成28年度まではケアプランの作成に代わり、介護予防事業の参加者について、「体力測定」「家事能力遂行調査」等を行ったうえで目標を設定し、事業終了後に自己評価をしていただいています。

平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業として、利用者自らが介護予防や社会参加の目標を設定し、評価できるよう共にケアマネジメント計画を作成しています。

② 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における様々な関係者のネットワーク化を推進し、地域の高齢者の実態把握に努めるとともに、総合的な相談・支援事業を実施します。

【総合相談支援事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
総合相談（人）	1,006	1,001	1,000

【課題と今後の方針】

近年は医療機関等を通じた相談も増加しており、これらの関係を強化するなど、総合的な相談機能の充実を図ります。

また、専門職として社会福祉士を配置し、権利擁護等の地域ネットワーク構築を進めていきます。

③権利擁護事業

実態把握及び総合相談の課程において、権利擁護の支援が必要な場合は、成年後見制度などの活用に向けた情報提供及び支援を行います。

【権利擁護事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
実人数	27	28	29

【課題と今後の方針】

平成26年度には市民後見人養成講座を実施し、平成28年度からは市民後見人の会が設立され、学習会等も定期的開催されています。平成30年度には「成年後見実施機関」を社会福祉協議会へ委託する予定です。今後も引き続き制度の周知や人材の育成に努めます。

④包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネージャーとの連携を図り、総合相談からの引き継ぎや、支援困難ケースの相談、研修会等の開催により、ケアマネジメントの後方支援を行います。

【包括的・継続的ケアマネジメント事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
連絡会（回）	2	4	4
個別相談（件）	22	17	20

【課題と今後の方針】

地域のケアマネージャーとの連絡会を定期的開催し、資質の向上を図ると共に地域ケアシステムの構築につなげます。

⑤地域ケア会議

担当職員を中心に、課題に応じて各関係機関が集まり、定期・不定期で開催しています。

【課題と今後の方針】

現在は支援困難ケースの問題解決のため、関係機関が集まり協議を行っていますが、
今後は、地域包括ケアシステム構築のため、町内の課題を協議する場として機能拡大を図ります。

3 多様な生活支援サービスの確保や権利擁護

(1) 高齢者福祉サービスの推進

① 軽度生活援助・生活管理指導事業

日常生活に一時的支障が発生した在宅で生活する高齢者について、介護保険の給付を受けられない場合、軽易な日常生活上の援助・生活管理指導等を行い、自立した生活の継続を容易にするため、ホームヘルパー等の派遣を行います。

【軽度生活援助・生活管理指導事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
利用人数	3	5	0
利用時間	12	62	0

【課題と今後の方針】

総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスで対応が可能となる事から、平成29年度末で制度の廃止を予定しています。

② 生活管理指導短期宿泊事業

日常生活に一時的支障が発生した在宅で生活する高齢者について、介護保険の給付を受けられない場合、要介護状態への進行を防止するため、施設において短期間の宿泊を通じ、生活習慣の指導及び体調調整を行います。

【生活管理指導短期宿泊事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
利用人数	0	0	0
利用日数	0	0	0

【課題と今後の方針】

近年の利用実績もないことから、平成29年度末で制度の廃止を予定しています。緊急時には、措置等の別制度を活用して対応していきます。

③生きがい活動支援通所事業

日常生活に一時的支障が発生した在宅で生活する高齢者について、介護保険の給付を受けられない場合、自立的生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため、施設において、日常生活訓練、趣味活動、その他のサービスを提供します。

【生きがい活動支援通所事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
利用人数	1,880	1,623	1,609
実施回数	183	180	183

【課題と今後の方針】

実績は、正規サービスが提供できない離島地区でのものです。正規サービスの提供困難地域や、制度の狭間の利用者を支援するため、今後も継続していきますが、市街地に関しては、総合事業の実施に伴い、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを利用して頂くこととなります。

④緊急通報システム事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急通報装置による緊急時の適格な救護体制をとるための事業を実施しています。

設置料金は無料、通話料は自己負担となっています。

【緊急通報システム事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
設置件数（従来型）	35	27	28
設置件数（携帯型）	7	11	14

【課題等今後の方針】

携帯電話の普及により、固定電話回線を持たない家庭も増えてきており、従来型の機器が設置できないケースがあったことから、平成27年度より携帯電話型の機種を導入しています。今後も、制度の周知に努め、サービスの向上を目指します。

⑤除雪サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし、又は老人夫婦世帯を対象(非課税世帯)に、玄関前の除雪を実施しています。

【除雪サービス事業の実施状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
実施世帯数	81	77	71

【課題等今後の方針】

サービスの性質上、手作業が主となるため、対応できる事業者や協力者が限定されてしまいます。現在、サービスの供給に関して市街地区は高齢者事業団に頼っている状況にあります。また、離島地区に関しても、特に焼尻地区の高齢化率が高く、担い手も不足している状況にあります。今後、特にサービスが必要となる後期高齢世代の急増に反比例し、60代の若年世代が減少していく傾向となるため、将来的な供給力確保に向けた検討を進めます。

⑥はいかい高齢者等SOSネットワーク事業

町内各関係機関、団体、民間法人等の協力でネットワークを構築し、はいかい高齢者が発生したとき、捜索協力や情報提供をお願いし、早期発見に努めます。

【協力事業所数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
事業所数	27	27	27

【課題等今後の方針】

今後も、認知症の患者数増加が予測されるなか、現状では家族の遠慮等もあり通報が遅れる傾向が見受けられるため、情報発信を強化し、認知症に対する町民の理解を深める取り組みを行います。

(2) 地域生活支援体制の整備

① 在宅での自立生活の支援

地域支援事業の枠組みの中で実施していく事業と、本町が独自に実施していく事業との適切な組み合わせにより、高齢者の在宅での自立生活を確実に支援することができる体制づくり・仕組みづくりを検討します。

② 家族への支援

家族が適切な介護方法により安心して在宅介護を継続することで、介護される高齢者本人の在宅生活も継続できるように、必要な支援を検討します。

③ 生活支援体制の整備

高齢者が介護保険サービスをはじめとする各種サービスを安心して利用できるようにするため、十分な情報提供・普及活動を行うとともに、高齢者の暮らしや健康についての全般的な相談や権利擁護、成年後見制度等の情報提供、利用支援を強化していきます。

④ 認知症に関する啓発・予防の推進

認知症の適切なケア体制確立の基本は、全ての人が認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めることです。

認知症高齢者に対する適切な介護を提供するため、認知症高齢者の家族のみならず広く住民に対して啓発活動を推進していきます。

また、高齢化の進行に伴って認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症に関する知識の普及・啓発、効果的な予防の取組など、予防を重視した取組についても推進していきます。

⑤ 地域のふれあい・交流の推進

高齢者が身近な地域での住民同士のふれあいを感じながら、長寿であることの喜びを実感し、今後もいきいきとした豊かな人生を送ることができるように、老人クラブ活動への支援や各種敬老事業を実施していきます。

⑥ 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者のニーズに応じた様々な分野の学習活動や文化活動などの機会を提供することで、高齢者の学びの意欲に応え、さらに学びの意欲を増進するための取組を推進していきます。

4 住まいの環境整備、医療との連携

(1) 高齢者の住み慣れた住環境の整備

高齢者が安心して住み慣れた自宅・地域での生活を継続することができるように、安全で安心して快適に暮らせる住環境整備への支援はじめ、公共施設のバリアフリー化や歩道の植樹柵の最適化等、物理的な障壁をなくす取組を進めていきます。

(2) 住み慣れた環境でのケア体制の充実

健康で安心・安全な生活を送るうえで、医療と介護が一体的に提供できる体制づくりが重要となります。現在の事業個々で相互に行っている事業提携の他、今後は、地域ケア会議等も活用し、医療と介護の情報共有や連携を推進していきます。

第5章 高齢者施策の理念と目標

1 基本理念と目標

高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの方が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境をつくとともに、互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方で、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、町民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、着実に計画を推進していく必要があります。

これらの町の状況や介護保険制度改正の考え方を踏まえ、第5期羽幌町老人福祉計画・介護保険事業計画で「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目指し設定した、4つの基本理念を継承し、その基本理念に基づき設定した、より具体的な基本目標の達成に向けて努力します。

基本理念

- ◎ すこやかな熟年期をすごすための介護予防の推進
- ◎ 在宅で自立を目指したサービス提供の推進
- ◎ 町民とともに育てる地域型活動の推進
- ◎ 生きがいとうるおいのある環境づくりの推進

基本目標

- 基本目標1 地域に根ざした支援体制の推進
- 基本目標2 地域包括ケアシステムの充実
- 基本目標3 健康寿命の延伸

2 目標を達成するための基本方針

高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進するとともに、支援が必要な方を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築に着実に取り組み、目標・視点の実現を図るため、以下の基本方針を掲げ総合的に施策を推進します。

基本方針

- (1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実
- (2) 健康づくり・疾病予防の推進
- (3) 地域包括システムの深化・推進
- (4) 認知症高齢者等対策
- (5) 高齢者の権利擁護対策
- (6) 生きがいづくりの推進
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (8) 医療と介護の連携
- (9) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (10) 生活環境の整備

3 基本方針を達成するための展開

(1) 介護保険、高齢者福祉サービスの充実

高齢者が介護や支援を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるように、居宅サービスやさまざまな生活支援サービスや、居宅での生活が困難になった場合のために、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の充実を図ることにより、高齢者の心身の状態や生活環境に即したサービスの提供を進めます。

① 居宅(介護予防)サービス

介護保険法の要介護認定で要介護・要支援と認定された方を対象に、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成する介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいて提供される、訪問介護等の居宅サービスや、特別養護老人ホーム等の施設サービス、認知症対応型共同生活介護等の地域密着サービスの充実を図ります。

今後サービス提供体制の検討整備が必要なもの

「小規模多機能型居宅介護」

利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供するものです。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

訪問介護と訪問看護を連携させて、日中・夜間を通じて短時間の定期巡回訪問と通報による随時の訪問等を行うものです。

「夜間対応型訪問介護」

夜間に、ホームヘルパーが定期的な巡回や通報による随時の訪問を行い、排せつの介護や日常生活上の緊急時の対応などを行うものです。

「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」

小規模多機能型居宅介護や訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて、介護と看護を一体的に提供し、医療ニーズの高い要介護者に対応するものです。

平成27年度の法改正で、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されたことに伴い、医療と介護が連携したサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合サービスなど)や「夜間」や「定期・随時巡回」を包括的に行えるサービスの必要性が増していますが、

新たな施設整備が必要であったり、人材不足等の理由もあり、提供できる体制が整備されおらず、最終的には入所系施設に頼ったサービス環境となっています。

今後、人材育成や事業者による整備を誘導しつつ、介護保険料の伸び率等も含め、サービス提供体制の整備検討を行っていきます。

②高齢者福祉サービス

介護保険制度の対象外の方についても、その身体状況から適切な介護予防により要介護状態となることを防ぐことを目標とした、サービスの充実に努めます。

また、正規の介護保険サービス提供が困難な離島地域においても、可能な限り同様なサービスの提供に努めるとともに、「移送サービス」の実施など、離島固有の環境に対応したサービスの充実に努めます。

③保健福祉事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、「機能維持・向上事業」の充実に努めます。

(2)健康づくり・疾病予防の推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、要介護状態にならないためには、疾病の早期発見、早期治療が重要となります。

管内や町内の各医療機関及び医療関係者との協力体制のもと、次の事業に取り組みます。

①健康健診の実施と推進・重度化予防

特定健診を実施するとともに、受診率向上の取組を行い、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や早期発見に努めます。

特に医療費が高額となる人工透析患者の増加を防ぐため、医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる保健活動を推進します。

また、死亡原因として多い病気である「がん」の早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診や女性を対象に骨粗鬆症健診を実施します。

②健康教育による普及啓発

健康教育は健康づくりや疾病の予防について知識の普及を図ることにより、健康に対する意識の向上による、健康の保持増進を図ることを目標としています。

すこやか健康センターの調理室を活用した調理実習や、健康づくりに関する出前講座を実施するなど、長生きを楽しめる健康づくりについて普及啓発していきます。

③健康相談の実施と推進

健康相談は心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い健康管理を実践することを目的として、随時行っていきます。

④予防接種の実施と推進

死亡原因として多い、肺炎の予防を図るため予防接種法に基づき、高齢者肺炎球菌ワクチン及び高齢者インフルエンザワクチンの予防接種を実施し、疾病の発症や重傷化予防を図ります。

(3) 地域包括システムの深化・推進

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制の構築を目指し、次の取組を行います。

① 地域包括支援センターの機能充実と適正運営

高齢者保健福祉の総合窓口として、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、現在、すこやか健康センター内に「羽幌町地域包括支援センター」が設置されています。今後、増加する高齢者対応や地域包括ケアシステムの推進を図る中で、センターの役割に応じた人員体制の強化を業務量に応じて適切に配置します。

② 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターを中心に、他職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のため、実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するため、代表者レベルの地域ケア会議を開催します。

③ ネットワーク構築

介護サービス事業者のほか、保健・福祉・医療分野や住民組織など、様々な関係者との繋がりを築き、地域全体で高齢者の課題に対応できる体制の整備に努めます。

(4) 認知症高齢者等対策

認知症は高齢化の進行などの様々な要因により発症する疾病で、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。このような中、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族を支援する相談支援体制の整備・強化を図ります。

① 相談窓口機能の充実

地域包括支援センターでは支援が必要な方への総合的な相談対応を行うとともに、各種制度の申請受付を行っています。今後も、相談者の状況を的確に把握し、きめ細やかな相談対応や利用者が必要とする情報提供に努めていきます。

② 認知症初期支援等の体制の充実

地域包括支援センターをはじめ、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携して、地域における認知症初期集中支援を行うため、「認知症地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」などの体制整備を進めます。

③認知症サポーターの養成

地域の認知症に対する理解を深めるため「認知症サポーター」の養成に努めます。

(5)高齢者の権利擁護対策

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で認知症になり、親族からの支援がなく問題を抱えている高齢者が増えています。認知症などの判断能力の低下や、虐待等の問題が見られる場合は、適切な介護サービスの利用や金銭的管理などの権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護のために必要な援助を行います。

①成年後見制度の普及啓発

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を守るため、親族が家庭裁判所に申立を行い、選任された成年後見人等が、本人に代わって財産管理や施設の利用契約等の法律行為を行う「成年後見制度」について広報紙への掲載など、普及啓発に努めます。

②成年後見(市町村申立)制度利用支援事業

成年後見を申し立てる親族のいない高齢者に対しては、成年後見市町村長申し立てを実施するとともに、かかる経費の一部を助成します。

③成年後見制度利用支援事業

低所得者に対して、申立にかかる実費や後見人への報酬の一部を助成します。

④市民後見人制度の推進

「市民後見人」とは、決められた養成講座を受講した一般町民が後見人等となり、その人らしい生活が送れるように、本人に代わり必要な手続きや本人にとって不利益にならないようなお金の管理などを行います。

市民後見人の養成・育成を図るため、一般町民を対象とした市民後見人養成研修及びフォローアップ研修を実施するとともに、研修修了後も安心して活動を続けられるよう、相談・助言等を行います。

⑤日常生活自立支援事業

成年後見制度を利用するほど判断能力は低下していないが、介護や福祉サービスの手続き方法が分からない、あるいは、金銭管理等に不安のある町民については、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業によって、日常生活を支援します。

⑥法人後見事業

高齢者やその家族、行政組織や地域組織、NPOやボランティア等の各種団体、その他様々な事業所などと、これまで社会福祉協議会が独自に築きあげてきたネットワークやノウハウを活用した、より良い後見事業の提供を目指し、社会福祉協議会へ委託し、法人後見事業の構築を進めます。

⑦高齢者虐待防止事業

高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれるのを予防、及びその様な状態からの改善を図るため、高齢者虐待に関する知識等の普及啓発や相談事業、各種関係機関との協力体制の整備を行います。

(6)生きがいづくりの推進

高齢期を生きがいを持って生活することが、健康を保持していくためにも重要です。このため、今後とも高齢者の生きがい・仲間づくりを推進していくとともに地域で気軽に通える場の提供を行う必要があります。

①老人クラブへの活動支援

高齢者同士の交流や生きがいの推進、地域活動への参加を促すべく、各種活動に取り組む町内の各老人クラブの活動に対して支援を行います。

②福祉バス・循環バス(ほっと号)の運行

老人クラブや高齢者福祉の増進に寄与する活動等のために、福祉バスを運行します。

また、高齢者等の通院や買い物等を支援し、社会参加の機会の促進を図るため、町内循環バスの運行を行うなど、地域交通の改善や整備に努めます。

③老人憩いの家・老人福祉センター

老人憩いの家や老人福祉センターを設置し、レクリエーションなどを通じて交流の場を提供します。

④高齢者事業団

高齢者の知識と経験を生かし、高齢者の自立を図り、社会的・経済的地位の向上を目指すと共に、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献する機会の確保を図るため、高齢者事業団の活動に対して支援を行います。

⑤出前講座の開催

生涯学習の一環として実施する出前講座を活用し、自己充実や生きがいづくりを支援するとともに高齢者の多様な学習ニーズに対応する機会を提供します。

⑥趣味やスポーツ、特技を生かした活動

サークルへの高齢者の参加促進や、体力づくりの機会の提供を推進し、教養の向上や健康の増進を促します。

(7)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①介護予防・日常生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)は、これまでの事業を移行及び見直しのうえ効果的かつ効率的に、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者を支援する介護保険制度改正による新しい事業(地域支援事業)として、平成29年4月1日より順次移行してきました。

移行後は、訪問介護、通所介護について、従来の介護事業所によるサービスと同等のサービス提供を行っていますが、多様なサービスの充実を図るため、基準緩和の検討や、介護事業所やボランティア団体等の多様な提供体制による受け皿の確保を目指します。

②一般介護予防事業の推進

健康寿命を延ばし、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活し続けることができることを目指し、様々な機会をとらえ介護予防に関する普及啓発や町民の自主的活動への支援を行います。

(8)医療と介護の連携

75歳以上の高齢者は、「医療機関を受診する人が多い」、「疾病の罹患率が高い」、「要介護の出現率、認知症の有病率が高い」等の特徴があり、医療と介護の両方を必要としていることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域包括支援センターを中心に協議の場を持つなど、医療との関係づくりを推進し、医療と介護の連携に向け、資源の把握や情報の共有化など各種取組みを推進していきます。

特に、超高齢社会に突入し、医療費や介護給付費の増加や現役世代(担い手)の減少等々、様々な問題の解決方法の一つとして、医療・介護・健康分野におけるICT技術に注目し、国を挙げての推進が始まりつつあります。これらの動向を踏まえ、まずは各関係機関の意思統一やベースとなる共有情報の統一フォーマットなど、整理すべき課題の洗い出しや、解決に向けた取組方法についての交通整理が今後重要となってきます。

(9)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による、「家事」「食事」「外出」など重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指し、次の取組を行います。

① 社会福祉協議会との連携

町と社会福祉協議会が連携し、元気な高齢者をはじめ幅広い世代の地域活動への参加意欲の掘り起こしを図り、地域活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、新たな地域人材の発掘・育成を推進します。

さらには、町民がボランティア活動へ参加する機会の提供や、ボランティアの育成に取り組む社会福祉協議会の運営を支援します。

② 多様な事業主体と連携

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、「生活支援コーディネーターの配置」や「協議体の設置」などの生活支援体制整備事業の整備・検討を進めます。

(10)生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心して生活できる環境の整備が必要です。特にひとり暮らし高齢者などには大きな負担となっている、冬期間の除雪に対する支援や、高齢者が安心して暮らし続けることができる住環境を目指し、さらには、災害時における高齢者の避難支援の強化を図ります。

①冬期間の生活環境の整備

除雪労力の確保が困難な世帯に対し、日常生活の維持と事故防止のため、避難経路（玄関口）の確保を行います。

②災害時における避難支援

災害の発生に備えて、自力避難が困難な高齢者が災害時に迅速な避難ができるよう、避難支援体制の強化の一環として、避難行動要支援者支援制度の対象者名簿の作成や関係機関等との情報共有、制度の普及啓発、地域の自主的な取組を促進します。

③福祉避難所の確保

災害発生時に、一般避難所では生活が困難な要介護度の高い施設入所者へ対応するため、留萌管内の介護施設と相互の協定を継続します。

④住まいの確保

除排雪等の高齢者の住環境に配慮した設計の公営住宅の整備など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住宅計画で別途詳細に課題や目標を十分整理検討したうえで、地域生活の基盤となる住まいの整備を進めます。

⑤生活環境の整備

手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合の住宅改修費助成や、福祉用具の紹介など、高齢者の身体状況に合わせた生活環境を構築するため、必要に応じて地域包括支援センターなどにより相談を実施し、高齢者が要介護状態となることの予防や重度化の防止を図ります。

4 日常生活圏域の設定

羽幌町は留萌管内の中心に位置し、南は苫前町、北は初山別村及び遠別町、東は天塩山地を隔てて幌加内町、西は日本海に面しており、海上24kmに日本最北の国定公園(暑寒別天売焼尻国定公園)に指定されている天売島、焼尻島を有している自然豊かな都市です。

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町内を3つ(市街・天売・焼尻)の日常生活圏域として設定します。

第6章 介護保険事業の推進

1 介護保険サービスと見込み

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの利用見込み

第7期計画期間及び平成37年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加等を勘案し、次のように見込みます。

おおむね全てのサービスを増加傾向として算出していますが、第6期計画と同様に短期入所生活介護に関しては、新たな施設の整備の予定もないことから、頭打ちの見込みとしています。

しかし、介護サービスの入り口にして在宅生活存続の上で必須のサービスである、住宅改修費と福祉用具(レンタル・購入)に関しては、近年の状況を勘案して大きく増加すると見込みました。

また、町内で施設整備が見込めない有料老人ホームやサ高住について、事業参入が進んでいる都市部施設の利用が進んでいることから、特定施設入居者生活介護の増加を見込んでいます。

□ 居宅サービス

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	回/月	2,072	2,072	2,072	2,072
	人/月	80	80	80	80
訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
訪問看護	回/月	210	210	210	202
	人/月	27	27	27	26
訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人/月	18	20	21	20
通所介護	回/月	1,037	1,037	1,037	1,037
	人/月	122	122	122	122
通所リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
短期入所生活介護	日/月	262	262	262	262
	人/月	23	23	23	23
短期入所療養介護 (老健)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	104	104	104	105
特定福祉用具購入費	人/月	1	1	1	1
住宅改修費	人/月	2	3	3	3
特定施設入居者生活介護	人/月	16	18	22	22
居宅介護支援	人/月	149	149	149	150

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型サービスの利用見込み

第7期計画期間及び平成37年度における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

平成28年度末に、予定していた認知症対応型共同生活介護が2ユニット(18室)開設されたことにより、平成29年度実績から利用見込みも大きく増加しています。

また、最近では認知症対応型共同生活介護以外にも町外でのサービス利用実績が見られたことから、第7期計画では若干の利用を見込みました。

□地域密着型サービス

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	15	15	15	18
	人/月	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	35	35	36	37
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護 (仮称)	回/月	35	35	35	40
	人/月	4	4	4	4

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

③施設サービスの利用見込み

第7期計画期間及び平成37年度における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

現在、本町における施設整備に関しては、一定状態で充足しているの見込まれ、今期計画期間内については、現状を維持しつつ対応していきます。

ただし、「医療計画との整合性」又は「介護離職ゼロ政策」等の国策との整合性を確保するため、施設間の利用見込み者数の調整や、利用見込み者数の上積みなどを行っています。

□施設サービス

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	人/月	112	112	115	124
介護老人保健施設	人/月	11	11	13	20
介護医療院	人/月	0	0	3	6
介護療養型医療施設	人/月	1	1	0	-

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

(2) 予防給付事業

① 介護予防サービス

第7期計画期間及び平成37年度における予防給付サービスの利用者数については、介護給付事業と同様に、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加等を勘案し、次のように見込みます。

□ 介護予防サービス

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	人/月	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	59	60	60	64
	人/月	12	12	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	2	2	2	2
介護予防通所介護	人/月	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	日/月	16	16	16	16
	人/月	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	59	79	96	105
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	3	3	3	4
介護予防住宅改修	人/月	2	2	3	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	5	6	7	8
介護予防支援	人/月	125	126	129	138

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

②地域密着型介護予防サービス

第7期計画期間及び平成37年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、介護給付事業と同様に、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加等を勘案し、次のように見込みます。

□地域密着型介護予防サービス

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	3	3	3	3
介護予防地域密着型通所介護(仮称)	人/月	125	126	129	138

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

(3)介護保険サービス事業費の給付見込み

①介護給付事業費

第7期計画期間及び平成37年度における介護給付事業費の見込みは次のとおりとなっています。

□居宅サービス

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	71,302	71,334	71,334	71,334
訪問入浴介護	0	0	0	0
訪問看護	14,061	14,067	14,067	13,590
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	1,951	2,160	2,280	2,193
通所介護	84,593	84,631	84,631	84,631
通所リハビリテーション	0	0	0	0
短期入所生活介護	22,930	22,940	22,940	22,940
短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
福祉用具貸与	14,131	14,131	14,131	14,340
特定福祉用具購入費	299	299	299	299
住宅改修費	926	1,853	1,853	1,853
特定施設入居者生活介護	33,723	37,529	45,061	46,821
居宅介護支援	22,972	22,983	22,983	23,182
計	266,888	271,927	279,579	281,183

資料：厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

□地域密着型サービス

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,589	2,590	2,590	2,590
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,437	1,437	1,437	1,725
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	101,458	101,686	104,881	107,986
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	3,368	3,368
地域密着型通所介護	3,210	3,212	3,212	3,756
計	108,694	108,925	115,488	119,425

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

□施設サービス

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	301,123	301,258	309,181	331,512
介護老人保健施設	34,560	34,575	40,063	61,979
介護医療院	0	0	4,672	14,017
介護療養型医療施設	4,670	4,672	0	—
計	340,353	340,505	353,916	407,508

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護給付費合計	715,935	721,357	748,983	808,116

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

② 予防給付費

第7期計画期間及び平成37年度における予防給付費の見込みは次のとおりとなっています。

□ 介護予防サービス

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問介護	—	—	—	—
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,735	3,735	3,833	4,074
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	105	105	105	105
介護予防通所介護	—	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	1,085	1,085	1,085	1,085
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,858	3,853	4,676	5,109
特定介護予防福祉用具購入費	833	833	833	1,106
介護予防住宅改修	2,320	2,320	3,791	4,640
介護予防特定施設入居者生活介護	3,482	4,353	5,222	6,092
介護予防支援	6,692	6,749	6,910	7,393
計	21,110	23,033	26,455	29,604

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

□ 地域密着型介護予防サービス

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	548	549	549	549
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,703	5,705	5,705	5,705
計	6,251	6,254	6,254	6,254

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防給付費合計	27,361	29,337	32,709	35,858

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

③標準給付費

第7期計画期間及び平成37年度における標準給付費の見込みは次のとおりとなっています。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後) (消費税率等の見直し勘案後)	743,106	757,904	796,992	863,730
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	55,100	55,100	55,100	55,107
高額介護サービス費等給付額	16,600	16,600	16,600	16,600
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,600	2,600	2,600	2,600
算定対象審査支払手数料	756	756	756	756
合 計	818,162	832,960	872,048	938,793

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

④地域支援事業費

第7期計画期間及び平成37年度における地域支援事業費の見込みは次のとおりとなっています。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	45,000	47,000	49,000	50,000
包括的支援事業・任意事業費	11,200	11,200	11,200	12,000
合 計	56,200	58,200	60,200	62,000

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

2 介護保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料基準額の算出

(単位:円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
標準給付費見込額 A	818,162,000	832,960,000	872,048,000	2,523,170,000
地域支援事業費 B = B'+B''	56,200,000	58,200,000	60,200,000	174,600,000
(介護予防・日常生活支援総合事業) B'	(45,000,000)	(47,000,000)	(49,000,000)	(141,000,000)
(包括的支援事業・任意事業費) B''	(11,200,000)	(11,200,000)	(11,200,000)	(33,600,000)
合計 C = A + B	874,362,000	891,160,000	932,248,000	2,697,770,000
第1号被保険者負担分相当額 D=C×23%	201,103,260	204,966,800	214,417,040	620,487,100
調整交付割合 E	9.63%	9.54%	9.55%	-
調整交付金見込額 F=(A+B')×E	83,123,000	83,948,000	87,960,000	255,031,000
(調整交付金相当額) G=(A+B')×5%	(43,158,100)	(43,998,000)	(46,052,400)	(133,208,500)
市町村特別給付費 H	2,000,000	3,000,000	3,000,000	8,000,000
準備基金取崩額 I	27,900,000			
財政安定化基金負担額 J	0			
財政安定化基金交付額 K	0			
保険料収納必要額 L=D-F+G+H-I+J-K				
予定保険料収納率 ①	98.00%			
補正後被保険者数 ②	2,752人	2,752人	2,756人	※端数整理済 8,259人
保険料の基準額				
保険料月額	L÷①÷②÷12ヶ月			4,930
保険料年額	L÷①÷②			59,100

資料:厚生労働省・第7期介護保険事業計画ワークシート

(2) 第1号被保険者の保険料基準額

第7期における第1号被験者の介護保険料の基準額を算出しました

保険料基準額(月額)	4,930円
(年額)	59,100円

参考: 将来、このまま推計どおりに要介護者(給付費)が増加した場合の保険料基準額

平成37年度

保険料基準額(月額)	6,155円
(年額)	73,800円

(3) 所得段階

各所得段階の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.5 ↓ (×0.45)	29,500円 ↓ (26,500円) ※負担軽減策による
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下で、第1段階に該当しない方	×0.75	44,300円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階にも第2段階にも該当しない方	×0.75	44,300円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	×0.9	53,100円
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超の方	×1.0	59,100円
第6段階	○合計所得金額が120万円未満で、第1段階から第5段階に該当しない方	×1.2	70,900円
第7段階	○合計所得金額が200万円未満で、第1段階から第6段階に該当しない方	×1.3	76,800円
第8段階	○合計所得金額が300万円未満で、第1段階から第7段階に該当しない方	×1.5	88,600円
第9段階	○第1段階から第8段階までのいずれにも該当しない方	×1.7	100,400円

第7章 計画推進のために

1 適切な事業運営

(1) 保険料の適切な賦課・徴収

被保険者の方々に保険料を公平に納付していただくことは、適切な制度運営のために極めて重要です。このため、あらゆる機会を通じて制度の周知を図り、保険料納付の必要性について理解の促進に努めます。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化事業推進

提供されるサービスがそれぞれの利用者の能力に応じた自立を支援するものとなっているか、また事業者による不正・不適切なサービス提供が行われていないかなどといった観点から、保険給付の適正化のため、第7期中において、従来の「縦覧点検」や「医療情報との突合」等のほか、新たに「ケアプラン点検」等の適正化事業に取り組みます。

2 計画の推進方策

(1) 庁内関係部署の連携

庁内の関係部署と幅広く連携をとり、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保険・医療・福祉の連携

本計画の目標達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保険・医療・福祉分野との連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。

また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取り組みを充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取り組みを進めます。

以上これらを、北海道、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図りながら進めます。

(3) 地域関係機関との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化するなかで、本計画の推進を図っていきます。

(4) 町民との協働

本計画に位置づけられた保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取り組みも必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進し、町民が主体的に活動に取り組めるよう、様々な情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

(1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉計画の進行管理に関しては、その実施状況の把握や点検を行い、これを「地域包括支援センター運営協議会」に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

(2) 第7期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、「介護保険事業計画審議会」及び「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

《資料1》ニーズ調査等の概要

1) 調査の目的

第7期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料作成のため、要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上を対象に、その生活状況等を調査し、住民ニーズを把握するため。

2) 調査対象者

要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上の町民 2,552人

3) 調査方法

郵送(配布・回収)

4) 調査期間 平成29年6月19日 ～ 平成29年7月31日

5) 回収結果

調査区分	調査対象者	回答者	回答率
一般高齢者	2,315	1,377	59.4%
要支援1	165	115	69.6%
要支援2	71	52	73.2%
合計	2,551	1,544	60.5%

6) 回答者内訳

性別・年代別

性別	65歳～	70歳～	前期計	75歳～	80歳～	85歳～	90歳～	後期計	合計
男性	138	137	275	146	125	73	22	366	641
女性	165	214	379	207	172	105	40	524	903
合計	303	351	654	353	297	178	62	890	1,544

性別・支援認定状況別

性別	一般	要支援1	要支援2	合計
男性	599	27	15	641
女性	778	88	37	903
合計	1,377	115	52	1,544

アンケートの主な回答内容

実施したアンケートの内、特に注目する回答結果について抜粋して掲載します。

①あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

年齢階級	必要ない	必要だが、 受けてない	介護を 受けている	無回答	合計
65歳～	277	15	4	7	303
70歳～	305	19	9	18	351
75歳～	270	42	16	25	353
80歳～	185	60	28	24	297
85歳～	78	59	22	19	178
90歳～	25	10	14	4	53
95歳～	1	1	4	2	8
100歳～			1		1
合計	1,141	206	98	99	1,544

◎地域別

地域別	必要ない	必要だが、 受けてない	介護を 受けている	無回答	合計
市街	1,067	188	95	87	1,437
焼尻	41	10	1	5	57
天売	33	8	2	7	50
合計	1,141	206	98	99	1,544

◎状態別

状態区分	必要ない	必要だが、 受けてない	介護を 受けている	無回答	合計
一般	1,102	154	32	89	1,377
要支援1	33	35	39	8	115
要支援2	6	17	27	2	52
合計	1,141	206	98	99	1,544

今現在、まだ約200名の方が介護サービスの潜在的需要として、在宅で生活して居られる可能性があります。

②現在の住宅に住み続けたいですか（今後10年以内について）

年齢階級	住み続けたい	できるなら住み続けたい	住み替えたい	施設に入りたい	都会の施設に入りたい	町外に転出する	無回答	合計
65歳～	179	79	17	2	2	9	15	303
70歳～	218	101	11	3	1	2	15	351
75歳～	202	112	7	4	1	2	25	353
80歳～	186	70	5	11	2	3	20	297
85歳～	89	58	1	14	1	1	14	178
90歳～	31	13		4			5	53
95歳～	7	1						8
100歳～		1						1
合計	912	435	41	38	7	17	94	1,544

②-2 住み続けるための課題は何だと思いますか

年齢階級	買い物	食事準備	掃除・洗濯	通院手段	除雪	家賃や維持費
65歳～	51	34	17	51	113	44
70歳～	97	43	26	77	128	59
75歳～	116	51	33	101	125	52
80歳～	100	63	39	80	96	51
85歳～	64	50	32	56	57	27
90歳～	20	10	5	14	17	3
95歳～	1	1	1	0	2	1
100歳～	0	0	0	1	1	0
合計	449	252	153	380	539	237

施設を希望される方が多いのではと予想していましたが、現在の環境を維持したいと回答した方が圧倒的に多い結果となりました。

その課題としては、除雪や買い物、通院などの外出手段を多くの方が挙げています。

③ 10年後に不安に思うことはありますか、どのようなことですか

年齢階級	病気	介護	買い物	掃除・洗濯	生活苦	ひとり暮らし	頼れる人がいない
65歳～	220	81	53	20	32	56	10
70歳～	262	123	102	44	25	74	17
75歳～	250	148	114	59	42	89	26
80歳～	190	120	91	69	32	71	22
85歳～	106	71	54	41	13	39	13
90歳～	21	13	11	9	4	8	3
95歳～	2	1	1	1	1	1	0
100歳～	1	1	1	0	0	0	0
合計	1,052	558	427	243	149	338	91

年齢階級	困ったときの相談先	住まい	認知症	想像できない
65歳～	11	34	117	68
70歳～	14	22	130	72
75歳～	24	38	158	82
80歳～	23	18	101	67
85歳～	9	15	60	40
90歳～	2	3	12	13
95歳～	0	0	2	2
100歳～	0	0	1	0
合計	83	130	581	344

◎男女別

性別	病気	介護	買い物	掃除・洗濯	生活苦	ひとり暮らし	頼れる人がいない
男性	447	236	150	92	52	140	35
女性	605	322	277	151	97	198	56
合計	1,052	558	427	243	149	338	91

性別	困ったときの相談先	住まい	認知症	想像できない
男性	36	45	212	152
女性	47	85	369	192
合計	83	130	581	344

病気は皆さん共通の不安材料ですが、長寿化等により昨今増加しつつある認知症にも高い関心が集まっています。

④もし、あなたが認知症になったら、どのような生活を送りたいですか。

年齢階級	支援を受けながら、 今までどおり自宅生活	転居を伴っても、 家族と同居	施設で生活
65歳～	118	8	150
70歳～	155	9	166
75歳～	156	9	152
80歳～	123	17	129
85歳～	72	12	77
90歳～	20	4	23
95歳～	4	1	4
100歳～	0	0	1
合計	648	60	702

◎男女別

性別	支援を受けながら、 今までどおり自宅生活	転居を伴っても、 家族と同居	施設で生活
男性	278	24	283
女性	370	36	419
合計	648	60	702

②のアンケート結果同様、認知症になってもやはり在宅での生活を望まれる方が多く居られます。

⑤地域住民雄志による活動・グループ活動へのお世話役としての参加意向

要介護状態区分	是非 参加したい	参加 してもよい	参加 したくない	無回答	合計
一般	20	423	756	178	1,377
要支援1	1	16	83	15	115
要支援2		7	40	5	52
合計	21	446	879	198	1,544

◎地域別

地域別	是非 参加したい	参加 してもよい	参加 したくない	無回答	合計
市街	18	404	838	177	1437
焼尻		26	25	6	57
天売	3	16	16	15	50
合計	21	446	879	198	1,544

⑤-2 あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人はいますか

性別	配偶者	同居子	別居子	近親者	近隣	友人	その他	いない
男性	424	61	148	164	72	161	7	52
女性	287	103	251	338	180	436	8	70
合計	711	164	399	502	252	597	15	122

⑤-3 看病や世話をしてくれるような人はいますか

性別	配偶者	同居子	別居子	近親者	近隣	友人	その他	いない
男性	447	71	118	110	13	26	11	85
女性	380	122	202	239	63	117	19	148
合計	827	193	320	349	76	143	30	233

高齢者を支える筈の現役世代が急速に減少しています。今後、人手不足が問題化する地域では、高齢者間の助け合いが重要となってきます。互助に関する意向・意識を伺ったところ、多くの方が参加に前向きな回答をされています。また、今現在でも「相談や話し相手」等の比較的簡単な互助関係は既に築かれているようです。加えて負担が大きい「看病や日頃のお世話」も一定数居られる様です。

⑥高齢者の免許更新が厳しくなりました。これに関してあなたの気持ちを教えてください。

年齢階級	運動や認知症予防に努め、可能な限り保持	できる限り免許は手放したくない	代替となる公共交通手段が整備されれば、年齢にかかわらず返還	自信がなくなれば返還	家族・知人からの指摘など、切っ掛けがあれば返納	無回答	合計
65歳～	71	33	18	94	4	83	303
70歳～	84	29	14	73	3	148	351
75歳～	79	27	14	45	6	182	353
80歳～	53	15	12	34	1	182	297
85歳～	22	9	4	19	1	123	178
90歳～	3	1	1	3	1	44	53
95歳～						8	8
100歳～						1	1
合計	312	114	63	268	16	771	1,544

⑥-2ほっと号についてあなたの考えをお伺いします

年齢階級	今のままでよい	運行本数が不足	逆回りも希望	もっと路線を細かく	小型車両で家の近くまで
65歳～	121	28	16	20	45
70歳～	101	28	10	17	54
75歳～	110	22	16	21	46
80歳～	78	30	14	21	62
85歳～	42	19	9	16	29
90歳～	7	4	1	2	5
95歳～	2	0	0	0	0
100歳～	1	0	0	0	1
合計	462	131	66	97	242

⑥-3食事の準備が難しくなってきたら利用したいサービス

要介護状態区分	弁当・総菜・パン等の配達サービス	ボランティア食堂	食堂等での食事(食券)
一般	847	246	287
要支援1	75	16	19
要支援2	27	8	8
合計	949	270	314

⑥-4 どのような状況になればサービスを利用しようと考えますか

	件数
買い物が身体的に困難になったら	794
調理が身体的に困難になったら	641
買い物や調理をしてくれる家族への負担が大きくなったら	312
同世代との交流が楽しめるのなら	144
異なる世代との交流が楽しめるのなら	70
安価に利用することができるのなら	308
多少値段が高くても、おいしい食事が食べられるなら	147
減塩やカロリー制限など、食生活の改善に対応しているのなら	255
「とろみ」「きざみ」など、食べやすさに配慮しているのなら	59

⑥-5 ほっと号等、交通サービスへの介護保険料投入について

保険料投入への考え方	件数
保険料が高くなるなら今のまま	433
月額100円程度までなら容認	132
月額200円程度までなら容認	71
乗り合い小型車両、月額500円程度までなら容認	43
利便性重視の小型車両、月額700円程度までなら容認	22
高齢者社会の生活基盤整備として必要なら、それにとまなう負担は致し方ない	179

⑥-6 その他の町独自サービスへの保険料投入について

保険料投入への考え方	件数
保険料が高くなるなら今のまま	414
コスト回収が可能であれば良い	56
保険給付外の在宅生活維持のための整備は必要、月額100円程度であれば容認	100
月額200円程度までなら容認	49
月額300円程度までなら容認	27
高齢者社会の生活基盤整備として必要なら、それにとまなう負担は致し方ない	226

在宅生活継続のため必要な外出手段や食事などに関して伺いました。運転免許に関しては地域柄か、強く保持を望まれる方が多い結果となりました。ほっと号に関しては「現状維持」と「改善希望」が同程度、食事に関してサービスを使うのであれば「配達サービス」を選択される方が多く、利用に至る条件としては、「買い物、調理が身体的に困難になったら」との回答が多く見られました。

具体的なサービス実現にあたって問題となる運営費については、どちらも「保険料が高くなるなら現状維持」と「新たなサービスの開発や改善」を望まれる方がほぼ同数との結果となりました。

《資料2》計画策定の経過等

策定経過

期 日	内 容
平成29年6月19日	アンケート調査(ニーズ調査)の実施。施設入所者等を除く 2,552件(7月31日まで) 回答数1,544件(回答率60.5%)
平成30年1月29日	議会(文教厚生常任委員会)へ制度改正の概要や計画策定(保険料推計等)の方向性について報告。
平成30年1月31日	第1回羽幌町介護保険事業計画審議会開催、計画下案に関する意見交換等を実施。
平成30年2月19日	第2回羽幌町介護保険事業計画審議会を開催、計画案の最終審議を行い、町長へ答申。
平成30年3月6日～9日	介護保険条例の一部改正議案の上程・議決(3月定例会)

羽幌町介護保険事業計画審議会委員(敬称略)

《医療》

加 藤 隆 一

米 山 一 夫

福 井 俊 之

《福祉団体》

江 幡 昭

小 川 礼 子

中 野 敏 晴

《被保険者・地域代表等》

後 藤 英 文

木 村 よし子

古 跡 ミヨ子

浮 田 香代子

中 山 律 子

万 谷 美喜子

第7期羽幌町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

発行年月:平成30年3月

編集・発行:羽幌町(介護保険係)

〒078-4106

羽幌町南6条3丁目

羽幌町すこやか健康センター

電話番号 0164-62-6020
